

尼崎市立尼崎アウトドアフィールド
指定管理者募集要項

令和8年6月
尼崎市

はじめに

尼崎市立尼崎アウトドアフィールド（以下「本件施設」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2及び尼崎市立尼崎アウトドアフィールドの設置及び管理に関する条例（令和8年尼崎市条例第17号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、指定管理者制度を導入することとした。

ついで、条例第12条及び第13条に基づき、本件施設の管理を行わせるに最適な法人その他の団体（以下「法人等」という。）を申請者のうちから選定し、尼崎市議会の議決を経て、指定管理者として指定することとし、その選定に当たって必要な事項についてこの要項で定めるもの。

本要項は、本件施設に係る指定の申請並びに管理を行うに当たって特に重要な事項を定めるものであり、本市指定管理者制度に共通するルール等については「尼崎市指定管理者制度運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）及び「尼崎市指定管理者モニタリング評価の手引き」（以下「手引き」という。）に定めている。指定の申請に当たってはこれらの内容を十分に踏まえること。

I 施設の概要

- | | |
|----------|---------------------------------|
| 1 名称 | 尼崎市立尼崎アウトドアフィールド |
| 2 所在地 | 兵庫県川辺郡猪名川町万善字東山6番地の1 |
| 3 建物の概要 | |
| (1) 敷地面積 | 28,628.49㎡ |
| (2) 建築面積 | 535.92㎡ |
| (3) 延床面積 | 411.47㎡ |
| (4) 構造 | 木造（平屋） |
| (5) 施設概要 | 管理棟・倉庫棟・北炊さん棟・キャンプサイト |
| (6) 竣工予定 | 令和8年12月 |
| 4 区域区分 | 都市計画法に基づく市街化調整区域 |
| 5 設置目的 | 野外活動を通じて青少年の健全な育成及び市民の福祉の増進を図る。 |

II 主な管理の条件及び管理の基準等

1 管理の基本的な考え方

指定管理者は、本件施設を管理するに当たって、法令等を遵守するとともに、次に掲げる事項に沿って適正に管理を行わなければならない。

- (1) 本件施設の設置目的に基づき、管理運営を行うこと。

- (2) 利用者の平等な利用を図ること。
- (3) 管理運営経費の縮減など効率的な管理に努めること。
- (4) 個人情報の適正な管理を行うこと。
- (5) 環境への配慮に留意すること。
- (6) 利用者サービスの向上を図ること。

2 市と指定管理者とのパートナーシップ

市と指定管理者は、対話を重ねること及び合意を基調とすることを原則として良好なパートナーシップを形成し、施設の目的及び目標を共有するとともに、互いを尊重し、対等な立場に立って、積極的に互いの強みを生かし合いながら、効果的・効率的かつ適正に取組を進めるものとする。

3 主な管理の条件及び管理の基準

管理の条件及び基準に係る主な事項は次のとおり。業務内容及び履行方法等については、「尼崎市立尼崎アウトドアフィールド管理業務実施要項（仕様書）」（以下「仕様書」という。）を確認すること。

(1) 指定管理料

提案上限額 31, 204 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

ア 令和8年12月市議会定例会での議決を前提に、令和8年度分指定管理料は、令和9年度分の提案額の四分の一の額とする。

イ 令和8年度の指定管理料のうち、修繕等に係る経費及び光熱水費に係る経費について、市が指定管理者に交付した額に満たないときは、当該交付額から指定管理者負担額を控除した額を市に返還しなければならない。

ウ 各年度の指定管理料は、市の予算の範囲内で別途協議し、その支払方法等と併せて会計年度ごとに締結する協定（年度協定）で定める。

(2) 指定期間

令和9年1月1日から令和14年3月31日まで

(3) 指定管理者が行う業務（以下「管理業務」という。）

- ア 条例第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- イ 本件施設の利用に関する業務
- ウ 本件施設の施設及び付属設備の維持管理に関する業務
- エ 本件施設の周知及び集客に関する業務
- オ その他市が必要と認める業務

(4) 自主事業

管理業務のほかに、管理業務に支障のない範囲で、利用者の利便性及びサービス向上並びに施設の価値向上等の観点から、指定管理者自ら企画提案し、事前に計画書を提出し、市の承認を得て自主事業を実施することができる。

自主事業の実施に要する費用については、指定管理者が負担し、その事業の実施で得た収益については、原則として、指定管理者に帰属するものとする。

(5) 開場・閉場

休場日は、原則、火曜日、水曜日及び12月29日から翌年1月3日までとする。別途、利用者にニーズにあった施設運営ができるよう、市と指定管理者が協議し、毎年の暦にあった休場日・開場日を設定する。

(6) 災害等発生時の対応

指定管理者は災害等の発生に伴う、一時的な避難場所の開設その他緊急の必要があるときは、臨機の措置を講じなければならない。

(7) リスク分担表

別表のとおり。

(8) 法令、条例、要綱、計画等の遵守

指定管理者が遵守し、適正に公の施設の管理を行うよう、基本協定はもとより、管理にあたって必要な法令等を遵守すること。（「ガイドライン」P18・19参照。）

Ⅲ 応募資格

1 応募できる者

法人等で、指定期間中、本件施設の管理運営を円滑かつ安定して実施できると認められる者。個人による応募はできない。（自治法第244条の2第3項）

なお、複数の法人等によって構成される団体（以下「共同事業体等」という。）による応募は、これを可とする。

2 応募できない者

- (1) 契約を締結する能力を有しない法人等
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者
- (3) 尼崎市から入札参加停止措置を受けている者
- (4) 破産手続開始の決定その他法令に基づき清算型倒産の処分を受けた法人等

- (5) 破産手続き開始決定の申立て、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てその他これら類する手続等がなされている者
- (6) 法人税、消費税、地方消費税、事業所の所在する自治体の市税、水道料金及び下水道料金等を滞納している者（法人等又はその代表者に適用）
- (7) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団密接関係者（同条第7号に規定する暴力団密接関係者をいう。）（以下「暴力団等」という。）
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する法人等
- (9) 選定委員会で指定管理者として選定されてから指定期間が始まるまでの間に辞退を申し出た者又は指定期間開始日から当該指定期間が満了するまでの間に指定処分の取消を受けた者は、その事案が発生した年度及び直近年度に実施される当該施設及び類似施設の公募には応募できないものとする。

類似施設一覧

レクリエーション・スポーツ施設	青少年体育道場、尼崎城址公園、中央公園、庄下川東広場、記念公園、有料公園（橘・西向島・猪名川・魚つり）、魚釣施設（駐車場含む）、社会体育施設（地区体育館・屋内プール）
文教施設	生涯学習プラザ、園田東会館、女性・勤労婦人センター、地域総合センター（分館含む）、美方高原自然の家、北図書館

3 共同事業体等により応募する際の留意事項

- (1) 構成団体が全て上記の欠格要件に該当しないこと。
- (2) 代表の法人等を定めること。
- (3) 単独で応募した法人等は、他の共同事業体等の構成団体になることはできない。
- (4) 同時に複数の共同事業体等の構成団体になることはできない。
- (5) 応募後の代表団体又は構成団体の変更は、原則として認めない。

IV 申請の手続き

1 提出書類

申請に当たっては、次の資料を提出すること。共同事業体等においては、(4)から(12)の書類は全ての構成団体に係る資料の提出を要する。

なお、申請書類に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却しない。

また、提出のあった書類は、尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号）に基づき開示する場合がある。

- (1) (様式1) 指定管理者指定申請書（暴力団等に該当しない旨等の誓約を含む）
- (2) 事業計画書（※自由様式）
- (3) (様式2) 管理運営費収支提案書
 (※様式2に記載されている項目と同等の内容の記載があれば別様式での提出も可とする。)
- (4) 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (5) (様式3) 役員（法人以外の団体にあつては、これに相当する者）の名簿
- (6) (様式4) 誓約書
- (7) 法人等が指定申請を行う日の属する事業年度（以下「申請年度」という。）における当該法人等の事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (8) 法人等（申請年度に設立された法人等を除く。）の申請年度の前事業年度における事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (9) 申請時における直近の財産目録
- (10) 組織及び運営に関する事項を記載した書類（当該事項を記載した法人等の概要書等）
- (11) 直近1年間の法人市民税、法人事業税、消費税及び地方消費税のほか義務付けられている税に係る納税証明書（非課税等の場合にあつては、これに代わる書類）
- (12) 直近1年間に主たる事業所の所在する市町村の水道料金等を滞納していないことを証する書類
- (13) その他審査に必要な書類

共同事業体等のグループによる申請の場合、(様式5) グループ構成員表、グループ間における管理業務の分担等を定めた協定書、構成員ごとの(4)~(12)の書類

2 申請書等の提出先

受付期間・受付時間	令和8年6月16日（火）から令和8年8月4日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 午前9時までから正午まで及び午後1時から午後5時まで。
受付場所	尼崎市 こども青少年局 こども青少年課 （尼崎市若王寺2丁目18番5号 あまがさき・ひと咲きプラザ内アマブラリ3階）
提出部数	正本1部 副本9部 ※提出書類については、A4サイズのフラットファイル等に綴じ、インデックス等で仕切り紙を挿入するとともに、整理した上で提出すること。

※受付場所に直接持参すること。郵送、ファックス、電子メール等による受付は行わない。

3 説明会及び現地説明会の開催

応募を予定する法人等は、説明会又は現地説明会に必ず出席すること。（本件施設の指定管理者の応募に当たっての必須要件。）出席に当たっては、必要事項を記入のうえ、下記のメールアドレスに（様式6）説明会及び現地説明会参加申込書を送付し、申し込むこと。

（参加人数は、1法人等につき2人まで）

Mail: ama-kodomoseisyounen@city.amagasaki.hyogo.jp

(1) 開催日時

説明会 : 令和8年6月15日（月） 午後2時から1時間程度

現地説明会 : 令和8年6月16日（火） 午後2時から1時間程度

（説明会、現地説明会ともに事務局からの説明内容は同じ。）

(2) 開催場所

説明会 : 尼崎市若王寺2丁目18番5号

あまがさき・ひと咲きプラザ内アマブラリ1階 多目的室

現地見学会 : 兵庫県川辺郡猪名川町万善字東山6番地の1

(3) 申込期間

令和8年6月4日（木）～6月12日（金）

4 質問事項の受付及び回答

(1) 質問事項の受付

募集要項等に関する質問については、令和8年6月19日（金）までに（様式7）質問票を電子メール(ama-kodomoseisyounen@city.amagasaki.hyogo.jp)で提出のこと。なお、電話など口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問事項の回答等

募集要項等に関する質問の回答は、令和8年7月3日（金）までに質問者名を伏せて、市ホームページに掲載する。なお、緊急の通知等を行う場合も市ホームページに掲載する。

V 選定方法及び審査基準等

1 選定方法

下記の審査基準に基づき、尼崎市立尼崎アウトドアフィールド指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、書類審査及び面接審査（プレゼンテーション形式）により選定する。

面接審査の実施時期は9月上旬頃を予定しており、日時、場所及び出席人数等については、追って通知する。

2 審査基準

選定委員会は、条例第13条に基づき、次の基準を基調として、別に定める評価項目及び評点に基づき、公平かつ適正に審査する。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 本件施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 本件施設の管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 市内貢献（本市が求める基準（評点等）を満たした場合に審査し、加点する項目）

※市内に本社等を有する法人等又は②市内に支店等を有し、現に人員を配置し、事業活動を行っている法人等（共同事業体等においては構成団体のうちいずれかが該当する場合）

※事業実施に際し市内在住者の雇用に配慮していること

- (5) 社会的課題の解決に資する取組を推進していること。

※次の例のような取組を推進するための提案がなされている、若しくはすでに実施されているか（尼崎市公共調達基本条例（平成28尼崎市条例第54号）第9条）

- ア ISO9001の認証を取得している
- イ ISO14001の認証を取得している
- ウ エコアクション21の認証を取得している
- エ 障害者雇用をしている
- オ 保護観察対象者等を3か月以上雇用している
- カ 協力雇用主として神戸保護監察所に登録している
- キ 尼崎市と「災害時における応急対策業務の応援に関する協定」を締結し、本市が施行する訓練に参加している
- ク 尼崎市男女共同参画推進事業者として認定されている
- ケ 若年技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上
- コ 1年以内に新たに技術職員となった若年技術職員の人数が技術職員の人数の1%以上
- サ 経済産業省の「健康経営銘柄」又は「健康経営優良法人」の認定を受けている

3 選定審査対象除外（失格）

次のいずれかに該当する場合は、選定審査の対象から除外する。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) この要項の内容に違反し、補正に応じないとき。
- (3) 必要な書類が提出期限までに提出されなかったとき。
- (4) その他不正行為があったとき。

4 選定結果の通知

選定の結果は、応募された法人等に文書で通知する。

VI 協定の締結等

1 協定の締結

指定管理者として選定された法人等は、市と協議の上、別途協定を締結するものとする。各協定に規定することとなる主な事項については、「ガイドライン」に掲げる例示を参照すること。

また、基本協定については、指定の議決を経て市が指定管理者として指定したとき、手続を要することなく本協定として認められるものとし、それまでの間は仮基本協定として取り扱うものとする。なお、基本協定を締結する際に別途「暴力団排除に関する特約」を締結するものとする。(ガイドライン例示参照)

具体的な業務内容及びその履行方法、各年度の指定管理料やその支払方法等は、単年度の協定(年度協定)を締結するものとする。

2 施設の供用開始に向けた事前準備

指定管理者として選定された法人等は、速やかに仮基本協定を締結し、尼崎市議会の議決を経て指定管理者に指定されるまでの間、市と協議しながら施設の供用開始に向けた事前準備を行うものとする。なお、この間の費用等は、指定管理者の負担とする。

VII その他

1 人権尊重の取組

指定管理者は、人権文化(全ての人々が、不当な差別及び排除、暴力等による人権侵害を受けず、及び日常生活の中で互いの人権を尊重することを考えて行動することが自然である状態をいう。)が社会に浸透することを目指す「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」に定める事業者や市民等の責務を遵守し、事業者にあっては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めるもの

とする。

3 業務の調査及び評価、指示

業務の調査及び評価、指示等については「ガイドライン」及び「手引き」を参照のこと。

Ⅷ 選定に係るスケジュール

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 1 説明会・現地説明会申込 | 令和8年6月4日（木）～6月12日（金） |
| 2 質問票受付 | 令和8年6月4日（木）～6月19日（金） |
| 3 説明会 | 令和8年6月15日（月） |
| 4 現地説明会 | 令和8年6月16日（火） |
| 5 申請書受付 | 令和8年6月16日（火）～8月4日（火） |
| 6 面接審査（プレゼンテーション） | 令和8年9月上旬 |
| 7 選定及び選定結果通知 | 令和8年9月中旬～下旬 |
| 8 市議会への指定管理議案の提出 | 令和8年12月（予定） |

【お問い合わせ先】

〒661-0974 尼崎市若王子2丁目18番5号

あまがさき・ひと咲きプラザ内アマブラリ3階

尼崎市こども青少年局 子どもの育ち支援センター こども青少年課

電 話 06-6423-9996

FAX 06-6409-4355

メールアドレス ama-kodomoseisyounen@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上

別表 リスク分担表

項目	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
募集時に関するリスク	募集要項（仕様書を含む。）の誤りや不備に基づいて必要となった費用及び損害	○	
法令等変更に関するリスク	指定管理者制度に係る法令等の新設又は変更による経費の増加及び収入の減少	○	
	上記以外の法令等の新設又は変更による経費の増加及び収入の減少（最低賃金の変動による経費増加を含む。）	両者協議	
許認可リスク	消費税の変更に伴う、指定管理料の増減	○ ※消費税の増の場合	○ ※消費税の減の場合
	事業の実施に当たって市が取得すべき許認可等が取得又は更新されない又は遅延したことによる費用及び損害	○	
利用者及び第三者への賠償リスク	事業の実施に当たって指定管理者が取得すべき許認可等が取得若しくは更新されない又は遅延したことによる費用及び損害		○
	市の責めに帰すべき事由により利用者及び第三者に与えた損害（損害賠償に係る費用も含む。）	○	
利用者及び第三者への賠償リスク	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者及び第三者に与えた損害（損害賠償に係る費用も含む。）		○
	上記以外の理由により利用者及び第三者に与えた損害（損害賠償に係る費用も含む。）	両者協議	
管理運営業務の変更・中止等のリスク	市の責めに帰すべき事由による管理業務の変更、中止若しくは延期等に伴う経費の増加、収入の減少又は損害	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による管理業務の変更、中止若しくは延期等に伴う経費の増加、収入の減少又は損害		○
	上記以外の理由による管理業務の変更、中止若しくは延期等に伴う経費の増加、収入の減少若しくは損害（自然災害、大規模な景気変動、第三者の要因等の不可抗力等。）	原則は両者協議とするが、初動体制は指定管理	
施設等損傷のリスク	経年劣化等で新たに補修又は更新が必要な場合の経費	負担する金額による	
	市の責めに帰すべき事由により被った施設、設備又は備品の損害	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由により被った施設、設備又は備品の損害		○
	上記以外の理由により被った、市が所有する施設、設備又は備品の損害（自然災害や第三者の要因等の不可抗力。）	○	
性能のリスク	上記以外の理由により被った当該施設管理業務に資する指定管理者が所有する施設、設備又は備品の損害（自然災害や第三者の要因等の不可抗力。）		○
	指定管理者が実施する業務内容が、自治体の要求水準に達しないことに伴う費用又は損害		○
物価・金利変動のリスク	物価変動や金利変動に伴う経費の増加又は収入の減少		○
原状回復リスク	指定期間満了時又は指定の取消における現状回復に係る費用		○